

友愛荘 事故防止のための指針

基本指針

1. 事故防止に関する基本的な考え方

安全で質の高いサービス提供をするために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識の習得に努める。

2. 事故防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 設置の目的：サービス提供中の事故を未然に防止すると共に、発生した事故に関してはその後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。
- (2) 事故防止委員会の構成員：施設長、介護主任、介護副主任、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、看護師、庶務
- (3) 委員会の開催：事故防止委員会を毎月1回定期開催する。また、必要時は随時開催する。
基本指針に基づき、ヒヤリハットを含む介護事故及び苦情（以下は不適合サービスという）のリスク全般に関して、発生の予防や事後処理・再発防止が適切に行われているか監視し、検討を行う。事故防止委員会を毎月開催する。

3. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

基本方針を確実なものとし、安全管理を徹底するために、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には事故発生のための研修を実施する。

4. 不適合サービスの周知・予防・改善・評価

不適合サービスを発見した場合は、事象を現場検証し、予防策（再発防止策を含む）をその日のうちに記録し、周知を行う。その後、各部署の責任者が必要に応じて予防策の修正を行い、一次判定を実施する。その後、施設長が二次判定を実施する。事故防止委員会では、一連の活動が適切かつ円滑に行われているか監視し、予防策の有効性の有無の確認を行う。有効かつ必要と判断した予防策は、ケアプランでの個別ケア或いはY S（マニュアル）などの基準を改正し、継続的に実施する。詳細は、「不適合サービス管理基準」による。

また、当該委員会において、不適合サービスの集計と分析を少なくとも1年に1回以上実施し、事故の発生予防に努める。

5. 事故発生時の対応

介護事故発生時は、直ちに怪我の有無や程度を確認し、必要に応じて処置や受診・救急搬送等を行う（判断が難しい場合はフローチャートを活用する）。状況に応じて上司に報告し、連携して状況状態説明を家族や行政等の関係機関に速やかに行う。

介護事故等により、賠償すべき事態となった場合は速やかに賠償を行う。

6. 入所者等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針

不適合サービスに関する書類は、3年保存とする。周知は、原本書類ファイルに一定期間ファイ

ルし閲覧する。当指針については入所時に説明するとともに、利用者や、家族の要望に応じていつでも閲覧できるものとする。

7. 事故発生防止のための取り組み

事故発生防止のために、事故防止委員会にて不適合サービスシートを集計し、事故等の発生時の状況等を分析することにより、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。また、防止策の有効性については観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事故防止委員会にて検討する。